

全体構想（素案）における第4回改定検討委員会からの変更点

第5回改定検討委員会資料①  
令和3年5月17日

No	箇所	変更箇所		変更理由等
		前回資料の記載	今回資料の記載	
1	P.3 社会情勢の変化	－	「コンパクトなまちづくりに向けた動き」を追加	『コンパクト・プラス・ネットワーク』という考えのもと、立地適正化計画制度が創設されるなど、都市構造の再編の動向を反映
2	P.4 社会情勢の変化	－	「カーボンニュートラルに向けた機運の高まり」を追加	「低炭素」から「脱炭素」が社会動向となっていることを反映
3	P.12 ポンチ絵	「活力」と「水と緑」の位置を入替		次ページの「将来都市構造のイメージ」における位置と順番を整合を図った
4	P.13 将来都市構造のイメージ	「東久留米駅周辺都市機能ゾーン」と「都市と農の共生ゾーン」の位置を入替		各ゾーンについて市域内での位置関係に近づくように修正
5	P.16 水と緑の軸	対象に「など」を付記		出水川なども対象であるため
6	P.16 広域交通軸	本市と東京都心、多摩南部地域及び埼玉県の中心都市などにつながる市内の5本の主要幹線道路を、交通の動脈となる広域交通軸として整備を進めます。	市内の主要幹線道路のうち、本市と東京都心、多摩南部地域及び埼玉県の中心都市などにつながる、交通の動脈となる広域交通軸として整備を進めます。	東3・4・18（新小金井久留米線）を広域交通軸としていた記載ミスの修正による P.17（将来都市構造図）、P.18（広域的な交通ネットワーク図）も修正
7	P.17 将来都市構造図	図のイメージを立体化 水と緑の軸変更		立体的な図にすることで、都市構造図をよりイメージしやすくしたネットワークとして滝山・白山公園を結ぶ軸を追加
8	P.19 水と緑 方針②施策2 ※P.37も同様	有機的なみどりのまちづくり	みどりが有機的に結びついたまちづくり	文言の修正
9	P.20 生活環境 SDGs	－	14「海の豊かさを守ろう」を追加	委員からの意見及び長期総合計画との整合への対応
10	P.21 基本目標の説明	都市機能などの誘導を図ります。	都市機能などの集積・誘導を図ります。	文言の修正
11	P.21 主要課題	医療や商業等の都市機能	商業・業務、サービス機能等	他の記載箇所の表現とあわせた文言に修正
12	P.22 主要課題	商業・業務、サービス機能の導入や駅前にふさわしい景観の形成が必要です。	商業・業務、サービス機能等の集積・誘導や駅前にふさわしい景観の形成が必要です。	他の記載箇所の表現とあわせた文言に修正
13	P.23 施策1)	○東久留米駅周辺などの活力創出拠点や都市計画道路沿道への都市機能の誘導	○東久留米駅周辺都市機能ゾーンや活力創出拠点などへの都市機能の集積・誘導	取組にあわせたタイトルに修正
14	P.23 施策1)	未利用地	低未利用地	未利用地だけでなく、将来未利用地となる可能性のある低利用地（空き家の敷地等）についても検討対象であるため
15	P.24 施策1)	○東久留米駅周辺におけるにぎわい創出に向けた事業推進	○東久留米駅周辺におけるにぎわい創出	取組にあわせたタイトルに修正
16	P.24 施策1)	○市の玄関口として都市機能の誘導と魅力的な空間形成 ・駅周辺地区へのさらなるにぎわいの創出につながる機能の誘導を図ります。	○東久留米駅周辺におけるにぎわい創出 ・東久留米駅周辺都市機能ゾーンへのさらなるにぎわいの創出につながる機能の誘導を図ります。	取組の内容から記載位置を移動

No	箇所	変更箇所		変更理由等
		前回資料の記載	今回資料の記載	
17	P.2 4 施策2)	○まとまった遊休地や公的資産の有効活用	○公共公益施設跡地などの公的資産の有効活用	遊休地は該当が無いため
18	P.2 5 ①駅周辺商業業務地	・東久留米駅周辺を、本市の中心となる駅周辺商業業務地として位置づけます。	・東久留米駅周辺を駅周辺商業業務地として位置づけます。	<駅周辺=中心>という表現を修正
19	P.2 7 ⑩農と共生したまちづくりの検討地区	南町二丁目、三丁目	南町地区	南町一丁目も部分的に含まれるため
20	P.2 8 方針図	東3・4・5及び小金井街道の位置づけの変更に伴い図を修正		(省略)
21	P.2 9 主要課題	都市計画道路の整備率は約59.3% (約19.5km) (令和2年10月時点)	都市計画道路の整備率は約60.2% (約19.8km) (令和3年4月時点)	時点更新のため
22	P.3 0 幹線道路	小金井街道	東3・4・5	都市計画道路を幹線道路に位置付ける方が適切であるため
23	P.3 0 補助幹線道路	東3・4・5	小金井街道	幹線道路としては東3・4・7 (新小金井街道) が南北に抜ける機能を担っているため
24	P.3 1 施策1)	○踏切対策・連続立体交差事業の推進	○踏切対策・連続立体交差事業の促進	事業主体が都であり「推進」よりも「促進」という言葉が適切であるため
25	P.3 1 施策2)	・(途中省略) 整備を留保し、明らかになった時点において、それにあわせて整備を進めます。【継続】	・(途中省略) 整備を留保し、実現性や変更などとした場合の影響について検証します。【一部見直し】	留保に加え今後その実現性や変更などとした場合の検討をしていく必要があるため
26	P.3 2 施策3)	・活力創造拠点やコミュニティ拠点の周辺では、安全な歩行空間・自転車走行空間の整備を進めます。	・東久留米駅周辺都市機能ゾーンやコミュニティ拠点の周辺では、安全な歩行空間・自転車走行空間の整備を進めます。	整備対象の精査
27	P.3 2 施策3)	○安全な道路環境の整備 ・河川沿いなどの遊歩道における、歩行空間と自転車走行空間の分離について検討します。	○安全な道路環境づくり ・河川沿いなどの遊歩道における、歩行者と自転車利用者が安全で快適に共存するための環境について検討をします。	ハードだけでなくソフト面も含めた環境構築を図る意図で、表現を修正
28	P.3 3	○環境に配慮した交通手段の整備	(削除)	内容的な相関性を踏まえて、生活環境の分野に再整理
29	P.3 4 方針図	東3・4・5及び小金井街道の位置づけの変更に伴い図を修正		(省略)
30	P.3 8 施策1)	○都市計画制度などを活用した農地や緑の保全・創出	○都市計画制度などを活用した農地の保全・創出	農地に関する項目のため、「緑」を削除
31	P.4 0	○地域産業の振興とまちづくりの推進	○地域産業の振興につながるまちづくりの推進	地域産業振興とまちづくりが連動した取組を推進する意図であるため、文言を修正
32	P.4 1 施策1)	・本市のイメージアップや地域ブランド力の向上を図るため、地域産業のブランド化の取組とあわせて、水と緑をはじめとする地域資源の効果的な活用策について検討します。 ・文化財や公園・緑地などの地域資源の活用と、来訪者や利用者のための駐車場などのインフラ整備を推進します。	・本市のイメージアップや地域ブランド力の向上を図るため、水と緑や歴史的・文化的価値の高い貴重な地域資源の保全と効果的な活用策について検討します。 ・公園・緑地などの地域資源の活用と、来訪者や利用者のための駐車場などのインフラ整備を推進します。	地域資源に歴史的・文化的価値の高い地域資源を追加するとともに文言を修正
33	P.4 2 施策2)	○官民連携によるまちづくりの推進	○協働によるまちづくりの推進	取組にあわせたタイトルに修正
34	P.4 2 主要課題	都市計画道路の整備にあわせた防災性の向上や新たな防火規制の指定の検討、木造住宅に対する耐震改修等の促進が必要です。	都市計画道路の整備にあわせた防災性の向上や地区計画制度の活用、新たな防火規制の指定の検討、木造住宅に対する耐震改修等の促進が必要です。	取組の一つとして本市での地区計画の取組が進んでいることを踏まえ、記載を追記

No	箇所	変更箇所		変更理由等
		前回資料の記載	今回資料の記載	
35	P.4 2 主要課題	グリーンインフラの活用	雨水流出抑制の効果も期待できるグリーンインフラの活用	グリーンインフラ整備の意図・目的を補足
36	P.4 3 施策1)	沿道建築物や防災上懸念のある地域における防災性の向上	防災上懸念のある場所における建築物の防災性の向上	取組にあわせたタイトルに修正
37	P.4 3 施策1)	・特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化・不燃化を推進します。また、幅員の狭い緊急輸送道路の拡幅整備を進めます。	・特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進します。また、幅員の狭い緊急輸送道路（市啓開道路）の拡幅整備を進めます。	「耐震改修促進計画」との整合を図ったため 緊急輸送道路の拡幅整備は、市啓開道路について進めていくため補足
38	P.4 3 施策1)	・東京都建築安全条例に基づく、新たな防火規制の活用を検討します。 ・密集した木造住宅地については、更新や不燃化を推進します。	・木造住宅密集地域について、住宅の更新や不燃化、耐震改修を促進します。また、地区計画制度の活用や東京都建築安全条例に基づく、新たな防火規制の活用を検討します。	事業対象等を踏まえた表現に修正
39	P.4 4 施策2)	・土砂災害警戒区域等や河川沿いなどを中心とした水災害が発生する恐れがある区域は、区域内の土地所有者や居住者に対し、災害時の危険性についてハザードマップなどにより周知を図るとともに、必要な改善が図られるよう誘導します。【継続】	・土砂災害警戒区域等の土砂災害が発生する恐れがある区域は、区域内の土地所有者や居住者に対し、災害時の危険性についてハザードマップなどにより周知を図るとともに、必要な改善が図られるよう誘導します。【一部見直し】 ・河川沿いなどを中心とした水災害が発生する恐れがある区域は、ハザードマップなどにより市民へ周知を図るとともに、避難体制等の充実・強化を図ります。【新規】	土砂災害警戒区域と水災害が発生する恐れがある区域では、対応が異なるため分けて記載
40	P.4 4 施策2)	－	・在宅避難者に向けた食料・水・生活物資の配給等や応急の医療活動、情報提供といった災害支援のあり方を検討し、体制構築を図ります。	施策1（ハード対策）の取組に記載であったが施策2（ソフト対策）へ移動
41	P.4 6 主要課題	平成29（2017）年度の調査結果では、管理不全の空き家数は405件存在しています。	平成29（2017）年度の調査結果では、空き家数は405件存在しています。	405件すべてが管理不全の空き家ではなく、その中に管理不全の空き家が含まれていたため
42	P.4 8 施策2)	○環境に配慮した安全で質の高い住宅の確保	○安全で質の高い住宅の確保	取組にあわせたタイトルに修正
43	P.4 9	・バス停の改良や駅のホームドア設置を交通事業者へ働きかけるなど、公共交通のユニバーサルデザイン化を推進します。	・バス停の改良や駅へのホームドア設置を交通事業者へ働きかけるなど、公共交通のユニバーサルデザイン化を促進します。	事業主体が交通事業者であり「推進」よりも「促進」という言葉が適切であるため
44	P.5 0	○緑化等によるまち並み景観の形成	○周辺環境と調和したまち並み景観の形成	取組と合わせたタイトルに修正
45	P.5 0	・地区計画制度などの活用により、新たな緑の創出に努めます。	・地区計画制度や宅地開発等に関する条例などの活用により、新たな緑の創出に努めます。	地区計画“など”に宅地開発等に関する条例が含まれていることを明確にするため
46	P.5 0	○まとまった水や緑の保全による自然・歴史景観の形成	○水と緑や歴史的資源の保全による自然・歴史景観の形成	取組と合わせたタイトルに修正
47	P.5 0	・黒目川や落合川、立野川、野火止用水などの水と緑を守り生かして、良好な自然景観を形成します。【継続】	・黒目川や落合川、立野川、野火止用水などの水と緑を守り生かして、治水機能を維持しつつ、良好な自然景観を形成するとともに、周辺の土地利用や背景などと一体になった河川景観の形成について検討します。【一部見直し】	委員からの意見を踏まえ河川を軸にした景観形成の考え方を反映

No	箇所	変更箇所		変更理由等
		前回資料の記載	今回資料の記載	
48	P.5 1	—	・省エネ性能を有する環境に配慮した住宅や長期にわたり使用可能な質の高い住宅の普及に努めます。【新規】	委員からの意見及び社会動向を踏まえ、追記
49	P.5 1		・歩行者や自転車利用者のための環境を整備し、自動車交通量の削減を図ります。	交通の分野に記載であったが生活環境に移動